

緊急物資輸送訓練助成金交付要綱

一般社団法人埼玉県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、地震発生等緊急時に地方自治体の要請により緊急物資輸送を迅速、的確に行うことの目的のため、地方自治体が実施する防災訓練等に参加した当協会支部（以下「支部」という。）に費用の一部を助成することを定めるものとする。

（助成対象）

第2条 助成対象は、支部が埼玉県内の地方自治体の要請により支部傘下の会員の事業用貨物自動車を出動させ、支部が会員に車両借り上げ料を支払った場合に助成金を交付するものとする。

2 助成対象期間は、年度内に実施、支払を完了したものとする。

（助成金の交付額）

第3条 助成金の交付額は、車両一両当り上限 25,000 円とする。ただし、借り上げ料が上限に達しない場合はその額とする。

2 消費税は、助成対象外とする。

3 助成数は、予算の範囲とする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする支部は、緊急物資輸送訓練助成金交付申請書を3月10日までに提出するものとする。なお、申請書提出の際には、協会で定める書類を添付するものとする。

（助成金の交付）

第5条 協会は、支部より申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合には支部に助成金を交付するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

（附 則）本要綱は、平成18年10月16日に制定し、平成18年4月1日より実施する。

本要綱は令和4年4月1日より一部改訂